

令和6年度宮城県後期高齢者医療広域連合懇談会

令和6年度も昨年度に引き続き県内3会場で懇談会を開催し、各地区の被保険者や医療関係者の皆様から貴重な御意見や御提案をいただきましたので、お知らせします。

記

○詳細

地区	開催地	開催日	開催場所	参加人数
県北	石巻市	令和6年11月7日(木)	石巻市役所本庁舎	7名
県央	七ヶ浜町	令和6年11月14日(木)	七ヶ浜町上下水道事業庁舎	12名
県南	白石市	令和6年11月21日(木)	白石市防災センター	9名

<座長挨拶>

事務局次長挨拶

<出席者の紹介>

出席者全員自己紹介

<事業概要に基づき説明>

保険料課長、給付課長、総務課長説明

<懇談概要>

医療関係者①

ジェネリック医薬品の差額通知について、切替率が11.3%と意外と低く、削減効果額は113万2千円となっています。これは、通知を出す費用も含めての削減効果でしょうか。それとも費用は別としているのでしょうか。

事務局

通知を出す費用は100万円ほどであり、削減効果額とは別としています。毎年、事業費が削減効果より大きくなることはありませんが、効果がいま一つの状況になってきています。年々、ジェネリック医薬品の使用率が上がってきており、令和4年度は82%、令和5年度は84%ほどとなっています。

医療関係者①

今後、事業を中止することもあるのでしょうか。

事務局

状況を見ながら判断していきたいと思います。

医療関係者②

今の被保険者証の有効期限は7月までかと思いますが、これまでどおり、資格確認書は紙で送付されるのでしょうか。

事務局

資格確認書については、これまでの被保険者証と色は異なりますが、これまでと同じような紙で送付することとなります。

医療関係者②

資格確認書は毎年送付されるのでしょうか。

事務局

現時点では、来年8月以降、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書をお送りすることとなっています。マイナ保険証を持っている方は、マイナ保険証を使うため、資格情報のお知らせを送る予定になっていますが、高齢者の方の中には、マイナ保険証を持っていても、なかなか使用できないという方もいらっしゃいます。現在、厚生労働省において、来年度以降も全員に資格確認書を送付するかどうか検討を進めているところです。

医療関係者②

後期高齢者の方は、施設や病院に入られている方もいます。その方々は自分で保険証を管理することが難しいため、1回ずつ家族など周りの方が持っていかねばなりません。今後の資格確認書の取扱いはどうなるのでしょうか。

事務局

今後も資格確認書を使いたい方は、二つの方法があります。一つは、既にマイナ保険証の登録をしているものの、マイナ保険証を使わない方は、マイナ保険証の解除申請を行うことです。そうすると、資格確認書が届くこととなります。

もう一つは、マイナ保険証を解除するまでではないけれども、例えば施設に入所しており、施設に資格確認書を渡したいという場合は、資格確認書の申請書を提出していただき、その際に今後も継続してほしいと申請していただければ、毎年、資格確認書が届くこととなります。

医療関係者②

申請書は、自らコンピューターでダウンロードして提出するのでしょうか。それとも広域連合から送付されてくるのでしょうか。

事務局

特に広域連合から申請書を送ることは想定していません。現在、来年7月までの被保険者証をお持ちだと思いますので、それまでの間に、御家族の方などが、市町村の窓口で申請していただければと思います。

医療関係者②

マイナ保険証を持っている方には、資格情報のお知らせが送付されるのでしょうか。

事務局

現時点では、後期高齢者以外の方の場合、資格確認書又は資格情報のお知らせのいずれかを送ることになっており、後期高齢者の方については、令和7年7月までは、全員に資格確認書をお送りすることになっています。既に後期高齢者となっている皆様は、有効期限が来年7月までの被保険者証をお持ちですので、そちらを使用いただくこととなります。

医療関係者②

保険給付の高額療養費について、26億円ほどですが、これはがんの治療などに使っているのでしょうか。

事務局

高額療養費は、被保険者の方が窓口で負担した額が一定の基準を超えた場合に、被保険者の方に戻すものです。

医療関係者②

広域連合では、レセプトを確認しているのでしょうか。

事務局

レセプトも確認していますが、資格など請求書の内容が正しいかという視点でチェックしており、国保連合会に委託して実施しています。2次審査は広域連合でしています。

医療関係者②

高額医療費が大きな問題になっています。高額ながんの治療費が増加したり、認知症の薬を多く使い始めたら、広域連合も成り立たなくなるのではないかと思います。そのところもきちんとチェックしてもらえるとよいかと思います。

医療関係者③

14ページの歯科健診事業について、毎年、県歯科医師会から歯科クリニック等に支払われる歯科健診料が異なるのはなぜでしょうか。歯科健診については、毎年内容が変わっており、初期に比べると検査内容が多くなっています。研修を受ける必要もありますし、一般の健診よりも患者の方への説明が増えることとなり、現場の負担が大きくなっています。

事務局

広域連合では、県の歯科医師会に事業を委託しています。単価は、毎年、県歯科医師会から見積りを頂き、決定しているところです。検査内容は、県の歯科医師会と協議しながら

ら決定しています。年に少なくとも2回は打合せしていますので、その際にもお話をさせていただきたいと思います。

被保険者①

日本の人口がどんどん減少しています。若い世代、特に子どもに対する金銭的な援助をお願いしたいと思っています。また、フリーターなど受給対象者にならない方もいるのではないかと心配しています。

被保険者②

国では、生活保護者を国民健康保険などに加入することを検討しているようですが、現在の状況はどうでしょうか。国保に加入すれば、そのまま後期高齢者医療制度に入ってくるとは思いますが。

事務局

新聞報道以上のことは分からない状況でございますが、国の動向を注視していきたいと思えます。

被保険者③

医療給付費のうち1割が保険料負担ということですが、医療費が増加してきた場合、保険料の所得割率も変わってくるのでしょうか。

事務局

医療費が増加すれば、保険料に係る均等割額や所得割率が増えることはあり得ると思えます。

被保険者③

医療の高度化が進み、医療費が増えてくると思っています。すると年金生活者の生活もどんどん圧迫されてきます。世間では103万円の壁の話が出ていますが、広域連合の保険料の算定に影響するのにも気になっているところです。

被保険者④

事業概要資料2ページによると、一定の障害のある65歳から74歳の方が減少しています。一定の障害の内容を教えてくださいませんか。

事務局

お配りした「後期高齢者医療制度のご案内」の2ページに対象となる方を記載していま

す。例えば、身体障害者手帳（1～3級、4級の一部）を持つ方などが対象です。対象となる方の全員が後期高齢者医療制度に加入するものではなく、制度に加入したい旨の申請をした場合に加入することとなります。

被保険者④

今年度に送付される医療費のお知らせは1月から10月までの診療分とのことでしたが、確定申告する場合は、11月と12月の領収書を個人で保管しておいた方がよいのでしょうか。

事務局

令和7年度以降の医療費通知は、前年の11月と12月分も通知しますので、それを保管していただくか、領収書を保管していただくことになろうと思います。

被保険者④

限度額適用認定証など様々なものが申請制になっていますが、病院から手続等について御案内いただけるのでしょうか。

事務局

病院から御案内がある場合もありますし、広域連合においても、毎年、皆様に被保険者証をお送りする際に、チラシ等を同封しておりますので、御確認いただければと思います。分かりづらい点などがありましたら、広域連合までお電話いただければと思います。

被保険者⑤

今回、後期高齢者医療制度について御説明いただき、保険料の仕組みや現状について勉強になることばかりでした。後期高齢者の医療制度は、4割が現役世代からの支援、5割が国や市町村、1割が私たちの保険料で賄われていることを改めて知ることができました。医療費が年々増加している中で、少しでも有効に使うためには、私たち自身の健康寿命を伸ばす努力も必要だろうと認識しました。私事ですが、長年、地区の自治会で、毎月、高齢者サロンを開催しています。また、市老人クラブの各種研修会で、講師の出前講座等を開催しています。食生活、口腔ケアの講習会、運動、筋トレ、脳トレなど、会場に集まって実施しており、社会参加をモットーにしています。少しでも健康維持に繋がれば、医療制度の一助になろうかと思っています。

26年前に民生委員になりました。今は退任していますが、地区の老人クラブに関わっており、できればこれからも活動を続けていきたいと思っています。

市町村後期高齢者医療担当課

保険料を上げないためには、病気になる体づくりが一番なのだろうと思います。本市で行っている主な事業を紹介します。

本市では、健康の保持増進、病気の予防、早期発見を図るために、各種の健康づくりや介護予防事業を行っております。

働き盛り世代に関しましては、食育推進事業としまして、市内企業様と協力して、職場内に食品の中に含まれる塩や油の量を掲示し、日頃から食べる量を意識してもらう働きかけを行うほか、減塩レシピを配布しています。市内幼稚園等などと協力して、保護者の方を対象とした運動教室なども実施しています。

また、壮年期の方を対象として、ウォーキング教室を実施しています。地域ごとの活動としては、市保健事業推進員を委嘱しており、その方を対象に年1回程度ワークショップを行っています。地域の特徴を生かしながら、自分たちでできる健康作りについて考えてもらっています。御高齢の方については、フレイル予防に取り組み、生き生きと地域で生活できるように、いきいき百歳体操を地域で実施できるよう支援しています。

さらに、病気の早期発見、生活習慣の改善の気づきのために、保険者として特定健康診査を40歳以上の加入者を対象に行っています。多くの加入者に受診していただけるよう、広報周知するとともに、健診未受診者対策として受診勧奨通知も行っています。